

## 東京都觀光事業審議会条例

昭和28年1月6日 条例第2号

改正 昭和50年3月12日 条例第7号

## (設置)

第1条 都の觀光事業の振興充実を図るため、知事の附屬機関として東京都觀光事業審議会（以下「審議会」という。）をおく。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ都の觀光事業に関する基本的計画その他重要事項を調査審議し又は意見を具申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する委員25人以内で組織する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
但し、再任を妨げない。

## (会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長及び副会長各々一名おき、会長及び副会長は、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集)

第6条 審議会は、知事が招集する。

## (専門調査員)

第7条 観光事業に関する専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門調査員をおくことができる。

2 専門調査員は、学識経験者のうちから知事が委嘱する。

3 専門調査員は、会長の命を受けて専門事項を調査する。

## (定足数、表決数)

第8条 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (審議会の事務に従事する職員)

第9条 審議会に関する事務を処理させるため審議会に幹事及び書記をおく。

2 幹事及び書記は、都職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

## (委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。